特集1　市民は集団的自衛権とどのように戦うか

自衛隊員よ　どうする

長谷川　修児

「自衛官の戦死を覚悟せよ」と石破茂幹事長は申しました。集団的自衛権という戦争の時代に死と直接に向き合う兵士、自衛隊員への率直なことばでありましょう。向き合って生きられるでしょうか。問われているのは人間の基本的権利です。

一つの裁判があります。護衛艦たちかぜの艦内での上司のいじめ暴行によって自殺した一等海士の事件です。控訴審ではさらにサバイバルゲームへの参加なども加え「自衛隊に対する幻滅感、将来に対する失望感が自殺の原因となった。」としました。

上官は被害実態を調査すれば自殺を回避できる可能性があり、死亡に対する責任を認定しました。また遺族が開示を求めていた、自殺後に艦内のいじめの実態を調査したアンケート文書などについて現役の海自三等海佐が、「国が破棄したという文書は存在する」と内部告発することで文書の存在が明らかになりました。提訴から8年、２０１４年4月23日東京高裁で完全勝利しました。

「自衛隊そのトランスフォーメーション」という本があります。筆者は小西誠です。この本は２００６年7月に出ましたが、やみくもに憲法を破壊して集団的自衛権をとりこんだ今日の自衛隊の状況をよく語っています。その中で右の裁判に触れています。

「第一線部隊において、このいじめ・暴行・恐喝事件を隠蔽することができなかったのは、この二等海曹の〈私的制裁〉〈恐喝〉が自殺した海士だけでなく、多数の隊員にも加えられていたからだ。言い換えれば、自殺事件をきっかけにして多数の隊員たちが、この海曹の恐るべき艦内での横暴を〈告発〉したと言えよう。だが問題は、これほどの規模の、長期間の狭い艦内での海曹の横暴を、艦長をはじめとしたその他の海曹・幹部は、まったく気づかなかったのかということだ。隊内生活を少しでも経験しているものなら、この一連の出来事を他の上官たちが気づかないというのは考えられない。」

そして筆者は自衛隊が旧軍からもっとも継続している伝統が営内（兵営）にあると指摘してきました。そして自衛官の営内生活は隊員の人権が考慮されず日本国憲法の適用外にあると結論しています。同時に自衛官の自殺事件の多くがいじめ・暴行にかかわっていて、その責任回避の結果が自殺事件の真相を隠蔽しているといっています。そしてこれら自衛官の自殺事件は「民事」ではありません。暴行を含んだものであるならばその処理・解決は自衛隊警務隊による「刑事」事件であるといいます。

２００４年末の新防衛計画の大綱では、再編がさらに大きく加速されて、自衛官にも全国的異動が始まり、経験のない新しい職種や訓練が迫られています。中堅の曹・幹部隊員のストレスは、弱い立場にある一般隊員に向けられていきます。筆者は最後に自衛隊のＰＫＯなど海外出動の激化にふれ「終わりのない（対テロ戦争）」に繰り返し派兵することの愚をといています。

集団的自衛権に舵を切った政治家に民主主義を問おうとはおもいません。今日以降自衛官は戦死を予定された兵士です。わたくしになすべきことは。
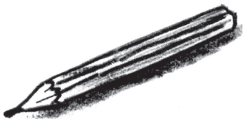
（はせがわ・しゅうじ／本会会員、詩誌「遊撃」主宰）